

社会福祉法人 調布市社会福祉事業団 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うために行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの 2年間

2. 目標 1 職業生活と家庭生活との両立に関する目標 【女性活躍推進法】

看護休暇の利用実績を女性5人以上、男性5人以上とする。

●令和6年4月～

各職員に看護休暇の事由が発生した場合に、看護休暇を取得できることを管理職や事務職から知らせていく。

●令和6年10月～

看護休暇の事由について、両立支援プロジェクトの広報誌で周知する。

目標 2 職業生活と家庭生活との両立に関する目標 【女性活躍推進法】

在宅勤務の利用実績を女性5人以上、男性5人以上とする。

●令和6年4月～

在宅勤務規程に基づき、在宅勤務のできる仕事を各施設で抽出する。

●令和6年10月～

施設長会で各施設の取り組み状況の情報共有をして取得しやすい環境をつくる。

目標 3 次世代育成支援対策推進法に基づく目標

年次有給休暇の取得促進を図る

●令和6年4月～

年間1日単位で5日以上の有給休暇取得を呼びかける。

各月の年次有給休暇の取得状況を把握する。

●令和6年10月～

1日単位の有休取得5日未満の職員と管理職に向け有休取得促進を働きかける。

両立支援プロジェクトの広報にて取得を啓発する。

女性の活躍の現状に関する情報公表

令和6年3月現在

- ①管理職に占める女性労働者の割合：65.0%
- ②採用した労働者に占める女性労働者の割合：77.3%
- ③男女の平均継続勤務年数の差異：76.7%
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間：5時間
- ⑤男女の賃金の差異
 - 正規雇用の男女の賃金の差異 94.5%
 - 非正規雇用の男女の賃金の差異 107.4%
 - 全労働者の男女の賃金の差異 99.0%